

西猪名公園

質問番号	箇所(頁)	質問	回答
1	募集要項 5ページ 3(2) 兵庫県立都市公園リノベーション計画	<p>ウォーターランドは、開園から39年が経過し、施設の老朽化がかなり進んできています。ポンプ等の更新は県単整備費で随時更新を行っているが、構築物は当初のままであり、随時中規模修繕で不良箇所の応急処置を行っているのが現状です。老朽化が原因として人身的な事故が発生すれば、本来管理者の責任が問われるかと思えます。</p> <p>利用者が安全・安心かつ快適に利用できるよう管理運営を行うには、R2年度に策定されたリノベーション計画に記載のウォーターランドのリニューアル(水遊び場の機能を維持した年中使える遊戯施設の整備)を早期に行う必要があります。</p> <p>つきましては、下記3点についてご教示ください。</p> <p>①次期指定管理期間中にリニューアルは行われるのでしょうか。</p> <p>②次期指定管理期間中にリニューアルを行う場合、兵庫県立都市公園条例第15条の2(別表3)の基準額の変更はあるのでしょうか。</p> <p>③工事期間中は、リニューアル工事の影響による提案内容の履行困難に伴う協議は可能と考えてよいでしょうか。</p>	<p>①現在ウォーターランドのリニューアルについて具体的な実施計画はありません。ただし、各所の老朽化については県も認識しており、検討を行っているところです。</p> <p>②リニューアルの実施により基準額の変更があるとは決まっていません。なお、リニューアルの有無に関わらず、状況や必要に応じ条例に基づく基準額の変更を実施する場合があります。</p> <p>③リニューアルを実施する場合は、工事期間中の管理内容について協議が必要と考えています。</p>
2	資料集 5ページ 貸与備品及び物品一覧表(R6.4.1時点)について	<p>球技場の整備に使用するトラクターが故障のため、R5年度末に廃棄しています。</p> <p>そのため十分な整地作業が出来ず、球技場の硬化が進み、競技者転倒等の危険性が高まっています。早急に新しいトラクターを貸与いただく必要があるかと思いますが、次期指定管理期間内に貸与の予定はあるのでしょうか。</p>	<p>トラクターについては次期指定管理期間中には貸与を行う予定です。</p>
3	募集要項 15ページ 7 指定管理者と県の責任分担・リスク 市場環境の変化(競合施設の増加、利用者数の減少等)	<p>リニューアル工事の遅延によって入場エリアの制限が発生した場合、減収補填はありますでしょうか。</p>	<p>そのような事態が発生した場合、県と指定管理者が協議のうえ、分担を決定するものとします。</p>
4	募集要項 15ページ 7 指定管理者と県の責任分担・リスク 市場環境の変化(競合施設の増加、利用者数の減少等)	<p>物価・金利変動に伴う経費の増は、責任分担表によれば、指定管理者が負うものとされていますが、「なお、県と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定めのない事項が生じた場合は、県と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定するものとします。」とあります。</p> <p>最低賃金はこの5年で10%を超える伸び(R1年899円⇒R5年1,001円)を示しており、R6年は1,052円が見込まれています。また、直近の企業の業況判断や国の施策方針(最低賃金1,500円を目指すことが掲げられている)を踏まえても、賃金アップへの圧力は拡大し続けています。さらに近年の消費者物価指数(生鮮食品除く)は、対2020年の指数で107.8であり、経済物価情勢の展望(日本銀行)においても、物価の伸びは今後も年+2%と予想されています。経費増に対応した経営合理化や料金収入の増加努力を行うことはもちろんですが、それにも限界があります。こうしたことから、人件費・物価の高騰とはいえ、著しい影響が生じる場合等、指定管理料の補正等の協議は可能との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>県としてはご指摘の内容を含め、社会情勢等に応じて、必要性を検討の上、その都度、全県一律の考え方のもと、指定管理料の調整や補助金の交付を行うこともあります。</p>